

諮問庁：国税庁長官

諮問日：平成28年12月5日（平成28年（行情）諮問第706号）

答申日：平成29年3月24日（平成28年度（行情）答申第823号）

事件名：「法人課税事務提要の制定について」の「事務手続編」の「法人税・消費税関係」の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

別紙1に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定については、その手続に違法はなく、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年8月26日付け課法7-30により国税庁長官（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

#### 2 審査請求の理由

本件審査請求の理由は、審査請求書の記載によれば、おおむね次のとおりである（なお、意見書及び資料の内容は省略する。）。  
（1）

ア 「行政文書開示決定通知書」に、わざわざ（案）と記載していることは、通知書としては正当性は全くなく、違法であるので取消しを求める

イ 通知書自体が違法であるので、通知書の本文について述べる必要はない。

ウ 「行政文書開示決定通知書（案）」のコピーは、平成28年9月1日付けで送付した文書にも添付済みである。

#### （2）

ア 「審査請求書」には、通知書自体が違法で取り消すべきものなので、文書の本文については述べない（述べる必要がない）旨を記載している。

この通知書自体の瑕疵だけで、特定教授の論述（文献名は後記）から考察しても「行政文書開示決定通知書（案）」は、本文について述べるまでもなく無効である。

「（案）」とは、広辞苑によると、「下書き、草案」の意味である。国民に対する行政処分の通知書（一部不開示）として送付するもの

ではないことは、論をまたない。

イ 国税庁長官（以下、第2において「長官」という。）の一部不開示の理由付記は、「正確な事実の把握を困難」、「違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくは発見を困難」と、ただ、「定型的」、「一般的」、「抽象的」に繰り返し述べているだけにすぎない。

「どの頁のどの項目・細目」の「どの部分」が「どういう理由」で「どうして」開示できないのか。「一つ一つ」について、根拠（裏付け）を明示し、個別的・具体的・明確な理由付記はない。端的に言えば、理由付記とは言えない。

また、法の目的・趣旨から、どうして秘（不開示）なのか、「国民の信頼によって成り立つ税務行政」遂行の為にどうして秘（不開示）なのか等、一部不開示の「結論に到達した過程」が明らかになっているとは到底言い難い。判例、学説とも全く相いれず、正当性は全くない。長官の理由付記は違法である。

ウ 長官の理由付記は、例えば次の最高裁判決に反し、違法である。

- ① 最高裁平4・12・10判決（判時1453号，116頁）
- ② 最高裁昭37・12・26判決（判時325号，14頁）
- ③ 最高裁昭38・5・31判決（判タ146号，151頁）
- ④ 最高裁昭49・6・11判決（判時745号，46頁）
- ⑤ 最高裁昭60・1・22判決（民集39巻1号，1頁）
- ⑥ 最高裁平23・6・7判決（民集65巻4号，2096頁）

上記判例のうち、昭38・5・31最高裁判決について一部を述べる。

（ア）理由は、いかなる勘定科目に、幾何の脱漏があり、その金額はいかなる根拠に基づくものか、また、調査差益率なるものがいかにして算定され、それによることがどうして正当なのか、右の記載自体から納税者がこれを知るに由ないものであるから、理由付記の要件を満たしているものとは認め得ない。

（イ）長官の理由付記は、この最高裁判決を満たしているとは、到底言い難い。判決に反し、違法である。国民の皆様方も同じように述べられると、強く確信している。

（ウ）長官がよく御承知のように、理由付記に関する判例法理の適用は、税法事件に限られるものでないことは、最高裁判決の中でも述べられているとおりである。

エ 長官の理由付記は、特定教授が、「特定書籍、特定出版社」で論述（特定頁A）していることと全く相いれない。また、特定職員Aにも述べたが、例えば「課税通知」にわざわざ（案）と記載して送付しますか。「課税通知（案）」を受けた国民が、理解・納得して納税

しますか。到底考えられないことである。法律以前に社会通念である。長官の通知は、それ自体が固有の取消原因になることは明らかである。特定職員Aは、どのような「法律の根拠」に基づいて「訂正」ということを述べたかわからないが、通知書自体が固有の取消原因になるものであり、正当性はない。「訂正」とは、通知書自体が無効・違法でないときに行うものであると特定教授の論述からも、私は考えている。

オ 特定教授は、「特定書籍，特定出版社」の特定頁Bで、次のように述べている。

- ① わが国行政法学は従来、主として私人の権利の保護という見地から、形式の瑕疵が行政行為の無効をもたらす場合があることを認めている。
- ② 例えば、書簡で行うべきことを法令が定めている場合に、口頭で行われた行政行為，行政庁の署名捺印を欠く行為，理由の付記が法律上命じられているのに理由の記載を欠く行為，等は無効となる，というのは、ほぼ一致した通説である。
- ③ これらはいずれも、如何なる行政行為が、如何なる理由で、何人の責任において行われたか、という問題に関わる事柄であって、行われた行政行為に対し、私人が不服申立てをしたり，訴訟をしたりする場合の便宜，または、将来紛争が生じた場合の証拠として重要な意味を持つ，という考えに基づくものであると言ってよい。

カ 「上記オ」で述べた特定教授の論述からも、長官の「行政文書開示決定通知書」には、(案)と記載してあり、通知書(一部不開示がある)としては、全く正当性はなく、無効(「広辞苑」によると、法律行為がその目的とした効果を生じないと)である。国民の皆様方も同じように述べられると、強く確信している。

キ 他官庁の事例について、ここでは一例のみ述べる。

(ア) 広島市の事例(平成28年9月17日の中国新聞)

- ① 後期高齢者医療保険料の算定誤り(ミス)
- ② 市民の指摘で発覚
- ③ 謝罪文と正しい保険料を通知する書類を送付

(イ) この事例からも、長官の対応・手続きを首肯することは到底できない。取り消すべきである。

ク 「行政文書開示決定通知書(案)」は、通知書自体に瑕疵があり、無効・違法である。加えて、理由付記は最高裁判例、学説に反し、違法である。従って、本件通知書は、手続・内容とも正当性は全くなく、無効、違法であり、取消しを求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 本件審査請求の対象文書等について

本件開示請求は、国税庁長官（処分庁）に対して、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、平成28年8月26日付け課法7-30により、その一部が法5条6号イの不開示情報に該当するとして一部開示決定（原処分）を行った。これに対し審査請求人は、行政文書開示決定通知書（以下「本件決定通知書」という。）に瑕疵があり違法であること及び原処分において不開示とした部分（以下「本件不開示部分」という。）の理由付記が違法であることを理由として原処分の取消しを求めていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

## 2 本件決定通知書について

(1) 処分庁は、本件決定通知書の表題に本来「行政文書開示決定通知書」と記載すべきところ、「行政文書開示決定通知書（案）」と記載し、開示請求者である審査請求人に通知した。

(2) 審査請求人は、「行政文書開示決定通知書（案）」は、通知書自体に瑕疵があり、無効・違法である。」と主張する。

(3) 処分庁は、平成28年9月12日付け官公127「行政文書開示決定通知書の訂正について（通知）」（以下「訂正通知」という。）により同年8月26日付け課法7-30の本件決定通知書の表題に誤りがあった旨の訂正通知を行った。

(4) 原処分の本件決定通知書の表題に「(案)」と記載する誤記があったものの、原処分に違法性があるとまではいえない。

また、本件決定通知書は、上記(3)により、既に訂正されている。

## 3 本件不開示部分の理由付記の適法性について

行政文書の開示請求に対し行政文書の一部又は全部を開示しないときには、法9条1項及び2項に基づき、当該決定をした旨の通知を書面により行わなければならない。また、当該通知を行う際には、行政手続法8条に基づく理由の提示を書面で行うことが必要とされている。この理由提示の制度の趣旨は、処分庁の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服申立て等に便宜を与えるところにある。この通知において提示すべき理由としては、開示請求者において、どのような情報が法5条各号の不開示情報のいずれかに該当するののかについて、その根拠とともに了知し得るものでなければならない。単に不開示とする根拠規定の条項を示すだけでは、当該行政文書の種類、性質等とあいまって開示請求者がそれらを当然知り得るような場合を除き、通常、求められる理由の提示として十分とはいえない。

そこで、改めて、本件対象文書及び本件決定通知書を見分したところ、本件不開示部分については、行又は図などの一部が当該不開示部分として

明記され、かつ、当該不開示とした部分ごとに不開示根拠規定及び具体的な理由が記載されている。

したがって、処分庁は、本件不開示部分について具体的に該当部分を特定した上で、不開示根拠規定及び具体的な理由を明記しており、行政手続法8条に規定する理由の提示の不備には当たらず、原処分は適法なものであると認められる。

#### 4 結論

以上のことから、本件決定通知及び本件不開示部分の理由の提示について違法性はなく、処分庁が行った原処分は妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成28年12月5日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月15日 審議
- ④ 平成29年1月10日 審査請求人から意見書を收受
- ⑤ 同年2月22日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑥ 同年3月22日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書のうち、別紙2に掲げる部分（本件不開示部分）を不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分は違法、無効であるとして、その取消しを求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書を見分した結果を踏まえ、原処分に係る手続の違法性の有無について検討する。

##### 2 原処分に係る手続の違法性の有無について

###### (1) 本件決定通知書について

審査請求人は、上記第2の2のとおり、当初、本件決定通知書の表題に「行政文書開示決定通知書（案）」と記載されていたことから、原処分は違法、無効である旨主張している。

この点について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、本件決定通知書には審査請求人が指摘するとおり「案」との記載はあるものの、その他に不備等はなく、本件決定通知書を開示請求者に送付した後、開示請求者（審査請求人）から、平成28年9月2日に行政文書の開示の実施方法等申出書を收受し、同月6日に審査請求書を收受した後、同月12日付けで開示請求者（審査請求人）に対し、本件決定通知書の表題を訂正する旨通知し、同月14日付けで本件決定通知書に

基づき本件対象文書の開示を実施したとのことであった。

当審査会において、諮問庁から本件決定通知書の写し及び上記訂正通知の写しの提出を受けて確認したところ、その内容等は、上記諮問庁の説明のとおりと認められる。

そこで検討すると、本件決定通知書は、文書日付及び文書番号が記載され、公印が押印されるとともにこれによる割り印がされている上、「案」との記載があるほかは、その記載内容に不足等はないものと認められるから、表題の「案」との記載は明白かつ軽微な誤記であると認められ、原処分に取り消すべき重大な瑕疵があるとまではいえない。

## (2) 理由の提示について

審査請求人は、原処分について、本件決定通知書の理由付記（提示）に不備があり、違法、無効である旨主張している。

そこで検討すると、本件決定通知書には、別紙2のとおり、本件対象文書の不開示とした部分について、当該部分の頁及び行数等を示した上で、不開示情報に該当する理由及び根拠規定がそれぞれ記載されているものと認められる。

不開示情報に該当する理由については、「当該部分には、法人税、地方法人税、復興特別法人税及び消費税に係る還付保留条件が記載されており、公にすることにより、・・・」などといった記載がされているにとどまり、より適切な理由の提示も可能であったとはいえるものの、原処分の理由の提示に違法があったとまではいえない。

## 3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記の判断を左右するものではない。

## 4 付言

原処分においては、上記2(1)のとおり、慎重さに欠ける不適切な対応があったといわざるを得ず、今後、開示決定等に当たっては、同様の事態を生じさせないように、正確かつ慎重な対応が望まれる。

## 5 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条6号イに該当するとして不開示とした決定については、その手続に違法はなく、妥当であると判断した。

## (第4部会)

委員 鈴木健太、委員 常岡孝好、委員 中曾根玲子

別紙 1 (本件対象文書)

平成 21 年 6 月 26 日付課法 4 - 3 6 ほか 1 2 課共同「法人課税事務提要の制定について」(事務運営指針)(平成 27 年 6 月 26 日改正)の「事務手続編」(溶け込み版)の「法人税・消費税関係」の全部

ただし、「第 1 章内部事務」の「第 4 節法人等の把握及び異動に関する事務」の「第 5 款解散等」のみ除く。

別紙 2 (本件不開示部分)

1 不開示部分

番号	不開示部分		不開示理由
1	法消 1 - 3 4	1 (1) 口「書面で提出された場合」の 1 行目から 1 2 行目の一部, 1 4 行目から 1 5 行目の一部及び 2 3 行目から 2 5 行目	2 (1)
2	法消 1 - 3 5	1 (1) 口「書面で提出された場合」の 1 行目から 3 行目	2 (1)
3	法消 1 - 3 6	「不正還付の内部チェック」の一部	2 (1)
4	法消 1 - 3 7	「還付申告機械チェック (法人税)」の一部	2 (1)
5	法消 1 - 3 8	「還付申告機械チェック (消費税)」の一部	2 (1)
6	法消 1 - 2 8 3 - 2	1 行目の一部, 2 行目から 6 行目の一部, 7 行目の一部, 8 行目から 1 5 行目, 1 6 行目の一部及び 1 7 行目から 4 8 行目	2 (2)
7	法消 1 - 2 8 3 - 3	1 行目から 3 行目, 4 行目の一部及び 5 行目から 1 1 行目	2 (2)
8	法消 1 - 2 8 3 - 4	表題及び表の一部	2 (2)
9	法消 3 - 9	4 (2) イ「調査事項」の 7 行目から 1 0 行目	2 (3)
1 0	法消 3 - 1 0	4 (2) ト「争点整理表による調査審理」の 1 0 行目から 1 6 行目	2 (3)
1 1	法消 3 - 1 1	4 (2) ト「争点整理表による調査審理」の 1 行目から 4 行目	2 (3)
1 2	法消 3 - 1 2	6 (2) 「固有の非違の把握」の 4 行目の一部	2 (4)
1 3	法消 3 - 1 3 7	2 (1) 「対象事案」の 2 行目から 8 行目	2 (5)
1 4	法消 5 - 7	1 「無申告実態確認調査表等の出力」の表の「区分」欄, 「出力時期」欄及び「出力対象法人」欄	2 (6)
1 5	法消 5 - 1 8	2 (1) 「照会対象法人の選定及び照会文書の作成」の 3 行目の一部及び 4 行目の一部	2 (7)



16	法消5-36	1(1)「申告審理」の3行目から4行目の一部	2(1)
17	法消5-48	1(7)イ「継続管理対象公益法人等」の3行目から8行目	2(8)

## 2 不開示理由

- (1) 当該部分には、法人税、地方法人税、復興特別法人税及び消費税に係る還付保留条件が記載されており、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (2) 当該部分には、調査選定の方法が記載されており、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (3) 当該部分には、調査事案の処理方針が記載されており、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (4) 当該部分には、消費税に関する調査において消費税固有の非違を把握するための着目点が記載されており、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (5) 当該部分には、連携調査等の対象となる事案が記載されており、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (6) 当該部分には、無申告実態確認調査表等の出力時期及び出力対象法人が記載されており、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあり、法5条6号イに該当すると判断し、不開示としました。
- (7) 当該部分には、書面照会対象法人の選定期間が記載されており、公にすることにより、租税の賦課又は徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはそ

の発見を困難にするおそれがあり，法5条6号イに該当すると判断し，不開示としました。

- (8) 当該部分には，局法人課税課において管理する公益法人等が記載されており，公にすることにより，租税の賦課又は徴収に係る事務に関し正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし，若しくはその発見を困難にするおそれがあり，法5条6号イに該当すると判断し，不開示としました。